

大分大学大学院医学系研究科長期履修規程

平成17年1月12日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学大学院学則(平成16年規則第9号。以下「大学院学則」という。)
第22条第2項の規定に基づき、大分大学大学院医学系研究科(以下「本研究科」という。)に
おける長期履修に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 長期履修のできる者(以下「長期履修学生」という。)は、次の各号のいずれかに該当す
る者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) 前号に掲げる者以外の者で、研究科長が特に必要と認めたもの

(教育課程の編成)

第3条 長期履修学生に限定した特別の教育課程は編成しないものとし、本研究科の教育課程に
ついては、弾力的に運用するものとする。

- 2 長期履修学生は、履修計画及び研究計画について指導教員と綿密に相談するものとする。

(長期履修期間)

第4条 長期履修期間は、修士課程においては3年又は4年、博士課程においては5年、6年、
7年又は8年とする。

- 2 修士課程で3年、博士課程で5年、6年又は7年のいずれかの長期履修を認められた者から
更に1年の延長の申請があったときは、大学院医学系研究科委員会(以下「研究科委員会」と
いう。)で審議の上、許可することができるものとする。
- 3 長期履修を認められた者から長期履修短縮(長期履修の取消を含む。以下同じ。)の申請があ
ったときは、研究科委員会で審議の上、許可することができるものとする。

(申請及び変更手続)

第5条 長期履修を希望する者は、入学手続の際に、別紙様式第1号の「長期履修申請書」を提
出しなければならない。

- 2 前条第2項の申請は、別紙様式第2号「長期履修期間変更申請書」を許可された長期履修期
間の最終学年の学年末の1か月前までに提出しなければならない。
- 3 前条第3項の申請は、別紙様式第2号「長期履修期間変更申請書」を修了希望時期の半年前
までに提出しなければならない。

第6条 長期履修学生は、許可された長期履修期間満了前に修了することはできない。ただし、
第4条第3項の許可を得た場合は、この限りでない。

(在学期間及び休学)

第7条 長期履修学生が在学できる期間は、修士課程においては4年、博士課程においては8年を限度とする。

2 長期履修学生が、病気その他の事由により2か月以上修学できないときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。

3 休学期間は、1年以内とし、更新することができる。ただし、通算して、2年を超えることができない。

(学長への報告)

第8条 研究科長は、長期履修又はその延長若しくは短縮の許可をしたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(授業料)

第9条 長期履修学生の授業料は、大分大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第91号）の定めるところによる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年医学部規程第3-1号）

この規程は、平成17年1月12日から施行する。

附 則（平成21年医学系研究科規程第3-3号）

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成31年医学系研究科規程第3-5号）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

長期履修申請書

大分大学大学院医学系研究科長 殿

専攻.....
住 所.....
氏 名..... 印

下記のとおり長期履修を希望しますので、許可願います。

記

入 学 年 月	年 月入学
正規の履修期間	修士課程 年 月から 年 月（2年）
	博士課程 年 月から 年 月（4年）
希望する履修期間 （年数）	年 月から 年 月 （ 年）
現在の勤務先等	名 称..... 所在地.....
長期履修を希望する理由 （資料があれば添付すること）	

長期履修期間変更申請書

大分大学大学院医学系研究科長 殿

専攻
学籍番号
氏名

印

下記のとおり長期履修期間を変更いたしたいので、許可願います。

記

変更の内容 (該当するものを ○で囲む。)	長期履修期間の延長 ・ 長期履修期間の短縮
許可された長期 履修期間(年数)	年 月から 年 月 (年)
変更後の履修期間 (年数)	年 月から 年 月 (年)
現在の勤務先等	名 称 所在地
長期履修期間の変 更を希望する理由 (資料があれば 添付すること。)	